

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新説明書	旧説明書	備考
外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について	商号：株式会社 サイバーエージェント FX <u>金融商品取引業</u>	商号：株式会社 サイバーエージェント FX (新規追加)	
外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について 第7項	<u>ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店</u> (<u>Dresdner Kleinwort(Japan)Limited Tokyo Branch</u>) <u>証券業</u>	(新規追加)	
外国為替証拠金取引のリスクについての説明 外国為替証拠金取引の性質と信用リスク	・・・ <u>店頭デリバティブ取引</u> です。	・・・ <u>店頭金融先物取引</u> です。	
2. 口座開設について (箇条書き9番目)	<u>金融商品取引法</u> に規定される外務員登録を受けていないこと。	<u>金融先物取引法</u> に規定される外務員登録を受けていないこと。	
12. 注文の種類 逆指値(ストップ)注文	このとき、弊社の指定により、 <u>逆指値(ストップ)注文が行えない範囲(5銭相当額、ユーロ米ドルの場合は、0.0005米ドル相当額)が</u> ございます。	(新規追加)	
17. 取引数量の上限	17. 取引数量上限(ポジション保有の上限/注文数量の上限) お客様が一度に保有することのできるポジション(建玉)の総数の上限は、 <u>レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認め</u> た場合を除き、2,000万通貨単位とします。	17. 取引数量上限 <u>1回の注文数量は、300万通貨単位までご発注頂けません。レバレッジ100倍のコースをお選びのお客様は保有ポジション(建玉)の総数の上限を1,000万通貨単位ま</u>	

	<p>また、お客様の1回の注文数量(注文及び決済を含みます。)の上限は、レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認めた場合を除き、500万通貨単位とします。但し、全決済(各通貨ペア毎に一括で決済の指示ができる注文方法)を行う場合、各通貨毎に1,000万通貨単位まで一括で決済の指示を行うことが可能です。</p> <p>(注)全決済の取引価格はマーケット注文と同様、注文を指示したタイミングで取引可能価格が提示され、その価格での取引が成立します。但し、注文中における取引価格の変動によっては、その注文は約定しないことがございます。</p>	<p>とします。</p>	
21. 証拠金等の入金	<p>(削 除)</p>	<p><u>【クイック入金】</u>についてご留意いただくこと</p>	
24. レバレッジ(前半部分)	<p>・・・口座開設時に30倍、50倍又は100倍のコースをご指定される場合には、レバレッジコースの変更に<u>別途弊社が指定する方法により同意して頂くことを条件と</u>します。尚、ご指定のない場合、10倍コースでのお取引となります。</p> <p>また、口座開設後におきましてもレバレッジコース変更に関して、<u>別途弊社が指定する方法により同意して頂くことを条件として</u>、コースの指定を変更することが可能です。</p> <p><u>なお、弊社の取引証拠金額は、為替相場の変動にかかわらず下記のとおり固定されております。</u></p>	<p>・・・口座開設時に30倍、50倍、100倍のコースをご指定される場合には、レバレッジコースの変更に<u>同意して頂くことを条件と</u>します。尚、ご指定のない場合、10倍コースでのお取引となります。</p> <p>また、口座開設後におきましてもレバレッジコース変更に関して<u>同意して頂くことを条件として</u>、コースの指定を変更することが可能です。</p>	
24. レバレッジ(表部分)	<p>表の記載方法を変更しております。なお、取引証拠金額の変更はありません。(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	

<p>24 . レバレッジ (表部分)</p>	<p><u>レバレッジコースにかかわらず、お客様が一度に保有することができるポジション(建玉)の総数の上限は、2,000 万通貨単位とします。</u></p> <p><u>レバレッジコースを変更する際は、変更時点でポジション(建玉)を保有していないことが条件になるため、レバレッジコースの変更の際には、お客様は既存の保有ポジション(建玉)を予め決済して頂く必要があります。その上で、当該決済後に残った証拠金を新たなレバレッジコースへ移行することになります。また、未約定の注文がある場合につきましても、当該注文が約定し、かつ決済が完了するか、又は当該注文を取消することがレバレッジコース変更の条件となります。</u></p>	<p><u>レバレッジ 100 倍コースをお選びの場合、保有できるポジション(建玉)総数の上限を 1,000 万通貨単位とします。</u></p> <p><u>レバレッジコースを変更する際は、変更時点でポジション(建玉)を保有していないことが条件になるため既存の保有ポジション(建玉)を予め決済して頂き、残った証拠金を新たなコースへ移行する手順となります。また、未約定の注文がある場合につきましても、同様に当該注文が約定、かつ決済が完了するか、当該注文を取消することが条件となります。</u></p>	
<p>(新 規)</p>	<p>28 . 両建て取引について</p> <p><u>外貨 ex では両建て取引を行うことができますが、両建て取引には、取引手数料が二重にかかること、スワップポイントにより逆ざやが生じるおそれがあること、ビット価格 (Bid) とオファー価格 (Ask) の価格差 (スプレッド) についてお客様が二重に負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引ですので、十分にご留意下さい。</u></p>	<p>(新規追加)</p>	
<p>弊社の概要について 1 商号及び名称</p>	<p><u>(金融先物取引業 関東財務局長 (金商) 第 271 号)</u></p>	<p>(新規追加)</p>	

<p>外国為替証拠金取引及び その委託に関する主要な用語</p>	<p><u>金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）</u> 外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。</p>	<p><u>金融先物取引業者（きんゆうさきものとりひきぎょうしゃ）</u> 委託者からの取引所金融先物取引等の注文を金融先物取引所で執行する業務あるいは他の業者に取り次ぐ業務及び一般顧客を相手方として店頭金融先物取引を行う業務等について、金融先物取引法による登録を受けた者をいいます。</p>	
<p>外国為替証拠金取引及び その委託に関する主要な用語</p>	<p><u>店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）</u> 金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらず行われるデリバティブ取引をいいます。</p>	<p>（新規追加）</p>	